

千葉県食育推進県民協議会の傍聴に関する要領

1 傍聴手続

- (1) 傍聴を希望する方は、ちば電子申請サービスで事前申込のうえ、指定時刻までに集合し、係員の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の事前申込の受付は、先着順に行い、定員になり次第、受付を終了します。なお、定員に満たない場合であっても、事前申込の締切をもって受付を終了します。

2 傍聴することができない方

次のいずれかに該当する方は、傍聴することができないものとします。

- (1) 凶器その他危険物と認められるものを携帯している方
- (2) 酒気を帯びていると認められる方
- (3) 児童及び乳幼児。ただし、引率者があって県が認めた場合は、この限りではありません。
- (4) ラジオ、拡声器、笛の類を携帯している方
- (5) 写真機、録音機、双眼鏡の類を携帯している方。ただし、県が認めた場合は、この限りではありません。
- (6) 掲示板、プラカード、のぼりの類を携帯している方
- (7) その他議事を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる方

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

- (1) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (2) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (3) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (4) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (5) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、報道機関に所属する方で県が認めた場合は、この限りではありません。
- (6) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

4 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴する場合は、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者がこの要領又は係員の指示に従わないときは、退場していただくことがあります。

5 施行年月日

- この要領は、平成 18 年 9 月 1 日から施行する。
この要領は、平成 26 年 3 月 10 日から施行する。
この要領は、令和 2 年 8 月 28 日から施行する。
この要領は、令和 5 年 7 月 7 日から施行する。